

盛岡市先人記念館吸収冷温水機修繕仕様書

- 1 件 名 盛岡市先人記念館吸収冷温水機修繕
- 2 修繕の場所 盛岡市先人記念館（盛岡市本宮字蛇屋敷2番地2）
- 3 修繕の期間 契約締結日の翌日から令和8年12月18日まで
- 4 修繕の内容 吸収冷温水機伝熱管交換修繕を行うこと。
また、吸収液・冷媒・冷却水ポンプは以前使用していたものを再利用すること。
運転盤マルチコントローラーの修繕を行うこと。
上記修繕を実施し、盛岡市先人記念館の吸収冷温水機が正常に運転できる状態に復旧すること。（詳細は別添設計書及び図のとおり。）

5 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市ホームページを参照）」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は歴史文化課と協議すること。

6 監理

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設であることから、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に歴史文化課及び盛岡市先人記念館指定管理者と綿密な打合せを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完了確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、歴史文化課の承諾を受けるものとする。
- (3) 本修繕に係る軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (5) 施工に必要な水、電力等の使用は盛岡市先人記念館指定管理者と協議すること。
- (6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）
- (8) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、歴史文化課と協議の上、受注者が遅滞なく処理すること。

なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。

7 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 修繕完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) その他必要なもの

8 その他

仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。